

1. 懸賞金の交付決定及び分配の方法

- 民法に基づき、懸賞広告に記載の審査を経て決定した受賞者に懸賞金を支払います。
- NEDO が交付する懸賞金のコンテストの審査は、当該課題領域の有識者で構成する懸賞金交付等審査委員会を設置し実施します。
- 審査の結果、同率企業が発生した場合は、懸賞金交付等審査委員会による厳正な討議を経て順位を決することとします。
- 審査員のうち、各応募者と利害関係（※）を有する者は、その応募者についての審査から外れることとします。
- 協賛事業者が付いた場合、その事業者と利害関係（※）にある応募者は、協賛事業者が実施する審査部門の審査対象から外れることとします。
 - （※）利害関係者の範囲について
 - 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
 - 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
 - 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
 - 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
 - 五 その他機構が利害関係者と判断した者
- 応募者による研究開発の成果をコンテスト形式で審査し、一定の成果を上げた者に対して懸賞広告に記載の通り懸賞金を交付します。
- 成果提出締切日時までに成果の提出がなかった場合や審査の結果、目標水準に達する受賞者がいなかった場合等には、「受賞者該当なし」となる可能性があります。
- 受賞者に対しては、コンテストの結果（順位、懸賞金額等）を通知し、特設サイト等において受賞者、順位等を公表します。受賞者以外の応募者に対しては、受賞者とならなかった旨を通知します。

2. 懸賞金の支払方法

- 受賞者決定後、受賞者からの請求書の提出をもって受賞者に NEDO が一括で支払います。
- グループ体制の場合、代表者が請求書において賞金を代表で一括受領する参加者一者（代表者自身でもかまわない）を指定し（海外口座の指定は不可）、NEDO は同者に同グループへの懸賞金全額を振り込みます。
- 請求書の発行については、別途受賞者（応募の代表者）へ事務局から案内します。
- 受領後に必要な税務等の手続きについては、受賞者が適切に対応してください。

3. 応募者の資格

- ①原則、日本国に籍を有する者（法人（日本国内の法人（企業、大学、国研等）及び団体（官公庁、地方公共団体等））、個人）が応募することとし、当該応募者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有していること。課題毎の応募資格（法人、個人の別）については下表およびテーマ毎の懸賞広告を参照してください。ただし、国外の籍を有する者（企業、大学、研究機関を含む。）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により応募することができること。国外企業等とのグループにより応募する場合は、我が国に籍を有する者を責任者として設置すること。

表：課題毎の応募資格

課題	法人・個人の別
国産基盤モデル等を活用した社会課題解決 AI エージェント開発	法人 ただし、開発者に限り個人も可
官公庁等における審査業務等の効率化に資する生成 AI 開発	法人
生成 AI の安全性確保に向けたリスク探索及びリスク低減技術の開発	法人

- ②事業管理上、NEDO の必要とする措置を適切に遂行できること。
- ③NEDO「懸賞金の交付等に関する規程」第 5 条（応募者の暴力団排除に関する誓約）の事項（以下に記す）のいずれにも該当しないこと。
 - 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ④企画運営等事業者（ボストン・コンサルティング・グループ合同会社）と利害関係（利害関係の範囲は上記 1.（※）参照）にないこと。
- ⑤応募（成果提出）締切日時までに成果を提出すること。
- ⑥提出する成果は「国の競争的研究費（内閣府の「競争的研究費制度」に該当するもの）」のみで作製されたものではないこと。
- ⑦「補助金交付等停止措置」に該当中の者ではないこと。「補助金交付等停止措置」の該当者は NEDO HP 内に掲載されている者とする。
- ⑧上記に関わらず、当事務局が不適切と認めた場合や本事業に関する要件等に違反または不正

があった場合には、事務局の判断により応募資格取り消しまたは審査結果の全部または一部について取り消しを行うことがあります。

4. 交付決定の取消事由

- 応募者が次のいずれかに該当するときは、NEDO は受賞の決定を取り消すことができます。
 - ・ なお、取消を実施した際には、速やかに交付先に通知します。
 - ・ 受賞の取り消しが発生したとしても、公表されたその他の順位や懸賞金に変更はありません。
- 受賞者が、法令等に違反したとき
- 受賞者が、懸賞金の交付等に関して不正をしたとき
- 受賞者が、3. ③の規程の制約違反をしたとき
- 受賞者が申請した応募内容に虚偽があったとき
- 応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがある場合（応募後に侵害となった場合を含む）
 - ・ なお、受賞の決定を取り消した場合において、既に受賞者に懸賞金が支払われているときは、受賞者に対して、懸賞金の返還を請求します。

5. その他必要な事項

- 委託事業者によるアンケート（懸賞広告への応募に係る内容等）及び NEDO が実施するアンケート（共同研究等実施状況確認等）に協力していただきます。
- 提出された成果に関する著作権その他の知的財産権は応募者に帰属します。提出する成果は、第三者の著作権その他知的財産権を侵害していないものに限り、ます。万一、応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがあると事務局が判断した場合（応募後に侵害となった場合を含む）、受賞発表後でも受賞を取り消すことがあります。
- 本懸賞広告への応募に係る提出書類に記載された情報は、事務局が広報 PR のために、雑誌、書籍、ウェブサイト、メールマガジン等の各媒体で発表又は利用する場合があることにつきご了承ください。これに伴い、応募者が記載した情報の一部を要約・翻訳等の変更を行うことがあります。
- 提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く）。
 - 成果の審査・選考・事業管理
 - コンテスト後の事務連絡、資料送付等
 - 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成
- 提出書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について NEDO との調整を経て決定することとします。応募者は、本懸賞広告の記載内容の全てを承諾したものとみなします。

6. 本事業への協力（協賛）について

- ロゴ掲載、PR、本事業における別枠での出資等、本事業に協力いただける者は、事務局までご連絡ください。

7. 特設サイトについて

- 本事業の特設サイト URL は NEDO の公募ページを参照ください。
- 本懸賞広告内容に変更がある場合は特設サイト等への掲載により広告を行います。